

調査報告書

令和5年5月15日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を
受けた事案に関する第三者委員会
令和3年大市教委第2852号に関する部会

目 次

	ページ
第 1 当部会について	1
第 2 本件事案の概要	1
第 3 詳細調査開始に至るまでの経緯	4
1 初動調査及び詳細調査の位置づけ	
2 初動調査の概要と結果	
3 詳細調査の開始	
第 4 詳細調査の概要	5
1 調査内容	
2 部会開催日程	
第 5 いじめの定義	6
第 6 事実関係に関する当部会の判断	7
第 7 いじめの有無及び重大事態該当性に関する判断	1 5
第 8 学校の対応に関する問題点	1 8
1 1 年生時における部活動でのトラブル対応に問題があること	
2 本件生徒及び保護者からの申告に対しなんらの対応も取らなかったこと	
3 いじめ対応において心理専門家が関与する体制が取られていないこと	
4 不登校児童生徒に対する対応が形式的であること	
5 まとめ	
第 9 教育委員会の対応に関する問題点	2 7
第 1 0 調査審議の結果に基づく是正及び再発防止に向けた提言	2 8

- 1 いじめに該当し得る事案を認知した際の対応について、学校内において再度協議及び体制を構築し直すこと
- 2 いじめに対する理解を深めるための研修を実施すること
- 3 生徒に対しいじめを許さない集団の構成員となる指導を十分に行うこと
- 4 不登校生徒に対して深い理解と個に応じた柔軟な対応を行うこと
- 5 いじめ・不登校対策に向けて多職種・他機関の連携によるチーム学校としての組織的な対応を行うこと
- 6 教育委員会が教職員の人権感覚を醸成するための指導と支援を行うこと

第1 当部会について

1 大阪市・児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「当委員会」という。）は、大阪市・執行機関の附属機関に関する条例に基づき、常設の機関として設置された、市長及び教育委員会に属する附属機関であり、児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。）を所掌している。

2 当委員会令和3年大市教委第2852号に関する部会（以下「当部会」という。）は、令和3年12月15日付にて大阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から第三者委員会に諮問された事案（以下「本件事案」という。）の調査審議を行うために、同日付にて当委員会委員長により設置された部会であり、本報告書の作成主体である。

本報告書では、本件事案の概要、調査の経緯及び方法を述べた後、本件事案における、①事実関係に関する当部会の判断並びにいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）2条1項所定の「いじめ」に該当する事実の有無及び法28条1項所定の「重大事態」に該当するかどうかに関する当部会の調査結果を示し、②学校及び教育委員会の対応に関する検討、分析を行った後、最後に③調査審議の結果に基づく是正及び再発防止に必要となる措置に関する当部会の提言を示す。なお、本調査は、上記①ないし③を目的としており、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

第2 本件事案の概要

1 本報告書は、大阪市立中学校（以下「本件学校」という。）に在籍していた生徒（以下「本件生徒」という。）に対するいじめの疑いを対象とする。

2 初動調査において把握した、本件生徒及び本件生徒の父及び母（以下単に「保護者」という。）から本件学校及び教育委員会に対して申告がなされたいじめの内容は、以下のとおりである。ただし、初動調査時における本件生

徒に対する聴取調査は、本件生徒が聴取調査の途中で話を続けることができない状態となったため、全ての内容について聴取を実施することはできなかった。

(1) 1年生の時の出来事

ア 関係生徒Aについて

(ア) 本件学校の宿泊行事の際、関係生徒Aが本件生徒に対し、「きもい」と発言したり、本件生徒の頬を叩くなどした。また、本件生徒は、食器を洗って並べて配る役割だったにもかかわらず、汚いと言われて、食器を触らせてもらえず、荷物持ちや火の中に木を足したりする仕事などしかさせてもらえなかった。

(イ) 関係生徒Aは、授業中や移動教室の途中などに、関係生徒Bから聞いたと言って、本件生徒のことを周囲に「男好き」と言いふらしたため、本件生徒が周囲に避けられた。

(ウ) 関係生徒Aは、本件生徒が他の生徒と髪の毛を触って遊んだりしているときに、「汚い」「かわいそう」と発言した。

イ 関係生徒Bについて

(ア) 関係生徒Bは、小学校の時に本件生徒が他の子をいじめていた、自分が本件生徒からいじめられていたという噂を流した。

(イ) 本件生徒が、同じ部活動に所属していた関係生徒Bに翌日の部活動の開始時刻を尋ねたところ、関係生徒Bは12時30分と答えた。ところが、本件生徒がその時間に部活動へ行ったところ、部活動の開始時刻は11時30分であったため本件生徒は遅刻した。そして、本件生徒が部活動から帰宅する際に、関係生徒B及び他の部員から悪口を言われた。

(2) 3年生の時の出来事

ア 関係生徒Cについて

(ア) 3年生の始業式の日、関係生徒Cが、教室の中で、その場にいた友人に対し、本件生徒を指さして「一緒のクラスで嫌や」「最悪」と発言し、その発言は本件生徒にも聞こえた。また、関係生徒Cは、関係生徒Cが座った席が本件生徒の席であると分かると、「最悪」と言って立ち上がり、スカートを払った。

(イ) さらに、関係生徒Cは、本件生徒が、教室内や廊下で座っていたり、歩いているときにわざと本件生徒にぶつかってくるがあった。ぶつかっ

た時に、関係生徒Cは、本件生徒に対して、「見えなかった」「おったんや」と言った。

イ 関係生徒Dについて

(ア) 体育の授業の際、本件生徒が関係生徒Dに対し、自分のことを覚えてい
るかどうか尋ねた。その後着替えの際に、関係生徒Dは、他の生徒に「う
わ、話し掛けてきた」と発言した。

(イ) また、関係生徒Dは、本件生徒が50m走のタイムを計測した際、本件
生徒が走っている様子を見てクスクス笑うと、「あれでバレー部やってん
で」と発言した。

(ウ) 関係生徒Dは、本件生徒の席を嫌がり、近くを通るときに避けたり、服
を払ったりした。

ウ 関係生徒Eについて

関係生徒Eは、50m走のスタート時に、本件生徒が足のサポートをす
るのを嫌がった。また、本件生徒が遅刻して登校した際、「なんやおるん
や、死んだかと思った」と発言した。さらに、本件生徒の席を嫌がり、近
くを通るときに避けたり、服を払ったりした。

エ 関係生徒Fについて

関係生徒Fは、本件生徒と一緒に登校することを嫌がった。さらに、SNS
上(アプリ)で、本件生徒の家族のことやいじめのことなどの個人的な話
を勝手にした。

オ 関係生徒Gについて

関係生徒Gは、本件生徒が授業でパソコンの操作方法が分からなかった
際に、周囲に対して、本件生徒は1、2年の時に不登校だったから何も分か
らないのだと説明した。

カ 関係生徒Hについて

関係生徒Hは、本件生徒がしんどくなって早退する際、「病みアピールか
よ」「私の方がしんどい」と発言した。

キ その他

本件生徒が期末テストのため6月23日に登校した際、クラスの生徒か
ら「来たわ、死んだと思ったのに」と言われた(発言をした生徒は明らかに
されていない)。

第3 詳細調査開始に至るまでの経緯

1 初動調査及び詳細調査の位置づけ

大阪市いじめ対策基本方針（令和3年4月改正）においては、いじめによる重大事態への対処として、校長から重大事態の報告があった場合又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、当委員会による初動調査を実施するものとしている。

また、初動調査の調査結果に基づき、被害児童生徒及びその保護者に詳細調査の実施如何についての意向を確認し、希望する場合は、著しく合理性を欠く場合を除き、詳細調査を実施するものとしている。

2 初動調査の概要と結果

- (1) 教育委員会は、令和3年7月20日に保護者から教育委員会に対する電話にて本件事案を認識し、同年9月28日付にて市長に対していじめ重大事態発生の報告を行った。

また、同年9月2日、教育委員会から当委員会に対し、本件事案に関する報告がなされ、同月17日に初動調査を実施する旨が決定された。

- (2) 初動調査においては、①本件学校から大阪市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）を通じて提出された資料を検討した上で、②令和3年9月28日、学校関係者（校長、生徒指導主事、学年主任、学級担任）から聴取調査を行った。その後、③本件学校から追加資料の提出を受けている。また、④令和3年10月7日に、本件生徒及びその保護者（父）に対する聴取調査を実施するとともに、⑤後日、保護者から事務局宛に提出されていた資料の検討を行っている。これらの調査を実施し、同年11月2日付にて初動調査報告書を教育委員会へ提出した。

- (3) 初動調査の結果、本件生徒及び保護者が主張しているいじめの事実については、初動調査の段階では具体的な裏付けは確認できなかった。しかし、本件生徒及び保護者からの申告が著しく合理性を欠いているとは言えない上、本件生徒と関係生徒らとの間には何らかのトラブルがあったと推認出来る状況であり、かつ本件生徒は遅くとも2年生の時には学校に登校することが困難となる程の心情となっていたことが認められた。そこで、詳細調査を実施して可能な限りの事実関係の解明に努めた上で、いじめの事実の有無及び

本件生徒が上記のような心情にまで至ったこととの因果関係についての検討を行うことが相当である、との判断が担当委員から示された。

- (4) 令和3年11月1日、初動調査の結果を保護者に報告し、詳細調査の実施についての意向を確認したところ、保護者は、詳細調査を希望する旨を回答した。
- (5) なお、保護者からの要望を踏まえ、教育委員会が主体となって、令和3年12月2日、本件学校の3年生全体に対し、本件事案に関するアンケート調査を実施した。当該アンケート調査の実施方法については、初動調査担当委員において事前に教育委員会に対して意見を述べている（後記第6の23）。

3 詳細調査の開始

上記第1の2記載のとおり、令和3年12月15日付にて、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則6条1項に基づき、当委員会委員長により当部会が設置された。なお、委員の構成は以下のとおりである。

氏名	現職	備考
古川 知子	臨床心理士	部会長
野澤 健	弁護士	部会長代理
阿部 彩	臨床心理士	委員
井上 寿美	大学教授	委員
細田 梨恵	弁護士	専門委員

本件事案に関する、教育委員会から当委員会に対する諮問事項は、以下のとおりである。

- ① 調査事案に係る事実関係の調査
- ② 法2条1項「いじめ」に該当する事実の有無及び法28条1項「重大事態」該当性
- ③ 学校及び教育委員会の対応の検証及び分析
- ④ これらに基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

第4 詳細調査の概要

1 調査内容

詳細調査においては、下記のとおり調査を行った。

- (1) 3年生全体に対するアンケート結果を検討し、令和4年1月21日、1月28日、1月31日、3月11日に関係生徒から聴取調査を実施した。
- (2) 同年3月28日、保護者（母）に対する聴取調査を実施した。
- (3) その後、本件学校から資料の追加提出を受けて検討した。
- (4) 同年6月27日、本件生徒に対する聴取調査を再度実施した。
- (5) 同年8月2日本件学校関係者（1年生時の部活顧問、学級担任）からの聴取調査を実施した。
- (6) 同年8月24日本件学校校長より聴取調査を実施した。

2 部会開催日程

調査方法の検討及び上記調査結果に対する検討、本報告書作成のため、下記のとおり部会を開催し、協議を行った。

令和3年	12月	27日	第1回部会
令和4年	4月	8日	第2回部会
同年	5月	6日	第3回部会
同年	6月	6日	第4回部会
同年	7月	14日	第5回部会
同年	8月	29日	第6回部会
同年	9月	26日	第7回部会
同年	10月	24日	第8回部会
同年	11月	21日	第9回部会
令和5年	1月	13日	第10回部会
同年	1月	30日	第11回部会

第5 いじめの定義

- 1 「いじめ」の定義については、当部会においては、法2条1項の定義に従い、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」として、検討を行っ

た。

上記定義については、様々な議論がなされているところではあるが、当部会において本件事案又は本件事案と同種の事態の発生の防止のために何が必要か、本件学校の対応の問題点の有無を検討するに当たっては、法の定義に従って「いじめ」の有無を検討した上で、本件学校としてどのように対応する必要があったのかを検討すれば足り、上記定義の妥当性についてまで検討を行う必要はないものと考えた。

なお、法におけるいじめの定義は広範であり、民事あるいは刑事上違法とは評価されない行為も広く含まれることになる。したがって、いじめ行為の有無と当該行為を行った児童等の不法行為責任（損害賠償責任）を含む責任の有無とは全く別問題であることを念のため付言しておきたい。

- 2 重大事態の定義については、法28条1項各号及び大阪市いじめ対策基本方針の定義を踏まえ、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態（生命身体等重大事態）、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた事態（不登校重大事態）とする。

第6 事実関係に関する当部会の判断

当部会による調査の結果によれば、本件事案に関する事実経過は以下のとおりであると認められる。

- 1 本件生徒は、中学1年生であった令和元年5月28日から30日までの3日間、体調不良を理由に欠席した。同月29日、本件生徒の保護者から学級担任に電話があり、本件生徒が同月21日・22日に実施された宿泊行事の後、泣いて帰ってきたとの話があった。その理由として、保護者からは、宿泊行事前に同じクラスの関係生徒Aから冗談半分でビンタをされた、本件生徒の前の席に座っている関係生徒Aが英語の小テストを返却する際に本件生徒の点数を見て、周囲に言いふらした、小学校の時にもクラブで一緒だった関係生徒Bが、宿泊行事の際に本件生徒を入れずに内緒話をした、との話があった。

学級担任は、保護者から上記の話を聞いて、指導を行いたいと申し出たが、保護者は、本件生徒と相談して回答する、と返答した。学級担任は、保護者に対し、翌日実施する教育相談の際、本件生徒から話を聞いてみる旨を伝えた。

- 2 同月30日、学級担任が関係生徒Bと教育相談で面談をしたところ、関係生徒Bは、学級担任に対して以下のような話をした。
- (1) 同月25日に本件生徒から翌日の部活動の開始時刻を尋ねられた際、11時30分と答えたが、本件生徒は関係生徒Iとともに12時30分に部活にやってきて遅刻した。
 - (2) 本件生徒は、関係生徒Jから遅刻の理由を聞かれ、関係生徒Bから「半ギレ状態」で12時30分と教えられたと回答した。
 - (3) 本件生徒は、関係生徒Kから再度遅れた理由を聞かれた際、「用事で遅れた」と回答した。ところが、本件生徒の回答内容が異なったことから、関係生徒B、J、K、Lが本件生徒に対して遅刻の理由を問い詰め、本件生徒、さらには関係生徒Iとの間で口論になった。
- 3 同月31日、学級担任は、本件生徒と教育相談で話をした。その際、本件生徒は学級担任に対して以下のような話をした。
- (1) 同月25日に翌日の部活動の時間を部活顧問から伝えられた際、席が後ろで聞こえづらかったが12時30分と聞こえた。予定表には11時30分となっていたので、本件生徒は関係生徒Bに翌日の部活の時間を何回も尋ねたが、関係生徒Bは12時30分と回答した。
 - (2) 翌日、関係生徒Iが本件生徒の自宅に来たが、本件生徒は部活動の時間は12時30分であると伝えた。関係生徒Iは一旦帰宅し、その後、本件生徒と関係生徒Iは、12時30分に部活に行ったため、本件生徒と関係生徒Iが部活動に遅刻した。
 - (3) 関係生徒J、Lから遅刻の理由を聞かれた際、本件生徒は関係生徒Bから12時30分と聞いたからと回答したが、その後関係生徒Kから聞かれた際には、話がややこしくなるのを避けるため、「家の用事」と回答したため、関係生徒B、J、K、Lと本件生徒及び関係生徒Iの間でトラブルになった。
 - (4) 翌日、部活副顧問が部全体に対し、「揉め事は絶対にあるから何かあったら相談するように」との話をした。その後、関係生徒J、Lが「本件生徒が……と話をしているのが聞こえたので、本件生徒は自分が本件学校にトラブルの話をばらしたと思われていると感じた。両親に相談したところ、「学校には行かなくて良い」と言ってくれたので、翌日から学校を休んだ。
 - (5) 宿泊行事の際、関係生徒Bが周囲の生徒に対し「秘密を言おう」と言って話をしたが、本件生徒には「来なくていい」と言った。寝るときにも関係生徒Bは「秘密ある人！」と言って内緒話をしようとしたが、本件生徒が「約

束は守る」と言っても、関係生徒Bは「（本件生徒が以前に）ちくっていたやん」と言って仲間に入れようとしなかった。

- (6) 本件生徒と同じクラスに所属していた関係生徒Aは、日頃から本件生徒に対し、「何笑ってんの、きもい」「こっち見んな、殺すぞ」などの発言をすることがあった。またテストが返却される際、本件生徒の前に座っている関係生徒Aが本件生徒のテストの点数を見たことがあった。さらに、宿泊行事の際に、本件生徒が鍋にクレンザーを塗るのを忘れたところ、関係生徒Aは本件生徒に軽くビンタをした。

- 4 学級担任は同日4限に、関係生徒Bと本件生徒が話し合いをする機会を設け、関係生徒Bと本件生徒は互いに謝罪をした。さらに、放課後、学年主任や学級担任、その他の関係教員らの関与の下、関係生徒B及び関係生徒IないしLと本件生徒らが話し合いを行い、互いに謝罪をした。その後、学級担任が本件生徒の保護者に報告をしている。

本件学校においては、毎週水曜日に生徒指導会議が行われ、学校内でのトラブルや不登校あるいは不登校傾向にある生徒の状況についての報告がなされているが、上記の出来事については当該会議で報告されていなかった。仮に、報告がなされていたとしても、「小さなトラブル」としての報告にとどまったと考えられる。

また、本件生徒が所属していた部活においても、上記の出来事を把握し、5月27日にミーティングを実施して、部活副顧問から「何かあったら相談するように」との指導を行った。しかし、部活顧問らにおいて上記の出来事を把握し、部活副顧問から指導を行った点について、学年団の教員らとの情報共有はなされなかった。なお、関係生徒Bに対し、宿泊行事の件に関する事実確認及び指導は行われなかった。

- 5 学級担任は、6月3日に席替えを実施し、同日昼に本件生徒の意向を確認したところ、本件生徒は関係生徒Aについては席替えをして関わりがなくなったので指導は要らないと回答した。

- 6 本件生徒は、7月9日、学級担任に対し、関係生徒Aと美術の際に席が前後になったが、その際関係生徒Aは、本件生徒に対し、「チビ」、「クズ」、「殺すぞ」、「俺は自殺に追い込む派だから」などと言ってくると相談をした。学級担任が関係生徒Aから事情を聴くと、関係生徒Aは「本件生徒に、机

下がってと言っても聞いてくれない」などと話をした。学級担任が双方から話を聞いた上で、関係生徒Aが本件生徒に謝罪をした。学級担任は本件生徒に対し、関係生徒Aを無視するだけでなく、嫌な理由もきちんと伝えられるようにしようと話をした。

7 本件生徒は、同年7月頃には上記トラブルがあった部活を退部し、別の部活に転部をした。本件生徒が当初所属していた部活顧問及び学級担任は、退部の理由について、人間関係のトラブルであるとは認識していなかった。同月17日に実施された保護者懇談では、本件生徒の保護者は部活が変わり人間関係が変わったと話をした。

8 本件生徒は、同年11月20日に実施された教育相談の際、学級担任に対し、関係生徒Aや関係生徒Mとは最近何もなく、学校にはスッキリ行けると話をした。

9 本件生徒の保護者は、同年12月12日、学級担任に連絡をして、「頭痛、めまいなどがいつも朝あり、不登校にさせたくないの毎日行かせていたが、今日はしんどそうなので休ませる」と伝えた。

10 本件生徒の欠席日数は、2学期まではそれ程多くはなかったが、3学期に入った令和2年1月の出席日数は6日、同年2月の出席日数は1日のみであった（3月は新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業）。

同年1月24日には、本件生徒の保護者から学級担任に対し、本件生徒が学校に行きたくないと言って泣いているとの話があった。同月27日にも、本件生徒の保護者から学級担任に対し、本件生徒が学校に行きたくないと言っている、本件生徒の保護者が本件生徒を叱っても「行きたくない」の一点張りであるが土日は普通に元気にしている、不登校気味の関係生徒Hと一緒に頑張っ学校に行こうと話をしていたが、関係生徒Hが学校に来ないので、関係生徒Hが登校すれば本件生徒も登校するのではないかなどと話をした。

学級担任は、本件生徒の欠席の理由について、関係生徒Hが欠席しがちになったことに影響を受けているのではないかと考えた。

1 1 本件生徒の保護者は、同月 2 9 日に学級担任に連絡して「本件生徒と来週から登校する約束をしたが、登校してしんどくなったら帰ることにしました」と伝えた。学級担任は、その点について学年教員全体に共有した。

また、本件生徒の保護者は、同月 3 0 日に学級担任と面談し、2 年進級時のクラス替えでは、関係生徒 B、E、N、O、P のせいで部活動を辞めざるを得なかったため、これらの生徒とクラスを別にして欲しいと申し入れたが、学級担任は保護者に対して詳細な理由を確認しなかった。

1 2 本件生徒は、同年 2 月 3 日に登校したが、翌日には本件生徒の保護者から学級担任に対して連絡があり、同月 3 日に登校した際に男子生徒から「来んな」「来たんか」と言われたが、学校で大ごとにしたくないとの話があった。

結局、本件生徒は、同月 4 日以降は継続的に欠席し、同月 1 0 日には本件生徒の保護者から、学級担任に対して、今後は欠席する旨の連絡はしないとの連絡があった。その後学級担任は、日々保護者に連絡したり、家庭訪問をするなどしていた。

1 3 同月 2 5 日に本件生徒の保護者から学級担任に対して、「西淀川区のサテライトについて教えて欲しい」との要望があり、学級担任は同月 2 8 日にサテライト（こども相談センターの事業。不登校児童生徒の身近な場所にて、教育相談並びに集団活動や体験活動の機会を提供する場所）の要項を伝えている。その後、同年 3 月 2 日以降、本件学校は新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業となった。

1 4 本件学校は、本件生徒が 2 年生に進級する際、上記生徒らと本件生徒を別クラスにするとともに、男性が苦手な本件生徒に配慮して 1 年時の学級担任が引き続き本件生徒の担任となるようにした。

本件生徒は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業が終了した令和 2 年 6 月には、1 0 日間出席した。

同月 2 4 日に実施された教育相談の際には、本件生徒は、学級担任に対し、「クラスもまあ楽しい。仲良い子もいる。国語が好き」などと話をした。

しかし、その後本件生徒は、同年 7 月には 2 日間のみ出席したものの、それ

以降は腹痛を訴えるなどして継続的に欠席をした。

本件生徒は、同年9月頃までは時々サテライトに通って担当教諭と話をするなどしていた。

本件学校は、定期的開催されている生徒指導会議の中で、不登校・不登校傾向にある生徒の状況について報告書を提出して情報共有をしていたが、本件生徒もその対象に含まれていた。本件学校は、これらの生徒について、2年生の2学期以降、氏名の横に不登校の理由を簡潔に記載するようになったが、本件生徒については「トラウマ・腹痛持ち」との記載をしていた。

- 1.5 学級担任は、本件生徒の保護者と日々電話でやり取りをし、家庭訪問も行っていたが、同年7月17日に家庭訪問を行った際、本件生徒の保護者(父)は、1年生の時の部活動での出来事についての不満を述べた。

学級担任が同年10月19日に本件生徒の保護者と電話で話をした際には、今後学校に行くにあたって、今後の進路を目標に頑張らせたいとの話とともに、一定の男子が嫌と言っているので登校したとき見守って欲しいとの話があった。

- 1.6 本件学校は、本件生徒が3年生に進級する際、2年時の学級担任が引き続き本件生徒の担任となるように配慮した。

本件生徒は、令和3年4月8日の始業式の日に登校したが、同日本件生徒の保護者から学級担任に電話があり、クラスの生徒から「小さすぎる。障害児かな」と言われた、誰が言ったかは分からないとの話があった。学級担任は保護者に対し、「気になることあれば言ってきて欲しい」と伝えたが、本件生徒の保護者は「今は大丈夫と言っている」と回答した。

本件生徒の保護者(母)は、翌日も学級担任に連絡し、隣の席の男子生徒と本件生徒が以前所属していた部活の生徒が昨日の発言をしたのではないかと、保護者(父)が激怒して今後続くようなら相手の親に言うと言っている、と伝えた。

学級担任は、同日、本件生徒から話を聞いたが、本件生徒は何も話をしなかった。

- 1.7 本件生徒の令和3年4月以降の出席日数は、4月が11日(うち早退4

日)、5月が5日(うち早退3日)、6月が7日(うち遅刻・早退3日)となっている。

本件生徒の保護者は、この頃、学級担任に対して保健室登校について相談したが、学級担任からは本件学校において別室登校はできないとの回答がなされた。

18 本件生徒は、同年4月から6月頃、関係生徒Fに対してLINEを送信し、関係生徒Fが2人の利用しているアプリで知らない人と話をしていた際、本件生徒のことを「友達じゃない」と発言したり、本件生徒の個人情報(上の名前(姓)や家族の名前、年齢、通っていた学校や本件生徒の特徴、いじめられていたこと)を勝手に暴露したとして関係生徒Fを繰り返し問い詰めた。

関係生徒Fは本件生徒からのメッセージに対し、繰り返し、「自分含めた誰かの個人情報は漏らしていない」「とぼけるなって言われても私本当に覚えていない」などと返信し、そのような行為はしていないと回答した。

19 本件生徒は、同年6月23日には登校し、期末テスト(1日目)を受けた。

本件生徒の保護者は、同日、本件学校を突然訪問し、電話で対応した学年主任に対し、1年生の時からいじめを受けていて学校に行けない、同日クラスの生徒から「来たわ、死んだと思ったのに」と言われたとの話をしたが、具体的な加害生徒の氏名は明らかにしなかった。

20 本件生徒の保護者と学年主任は今後の対応について話し合い、同年7月14日に学級担任が家庭訪問をして本件生徒と面談し、事情を聞き取った。その際、本件生徒は、学級担任に対し、以下のような話をした。

- (1) 関係生徒Cから、始業式の日、本件生徒と同クラスになったことについて「最悪」と言われた。また、同日の休み時間に関係生徒Cは、自分が座っていた席が本件生徒の席であることに気づくと、「最悪」と言って立ち上がり、スカートを払った。
- (2) 関係生徒Dは、始業式の翌日の体育の授業の際、本件生徒と話をしたところ、その後着替えをしている際他の生徒に対して「うわ、話し掛けてきた」と言った。

(3) 関係生徒Eは、2回目の体育の授業の際、後ろの生徒がスタートのサポートをすることになっていたにもかかわらず、後ろにいた本件生徒によるサポートを嫌がって断ったり、本件生徒が50m走を終えた後タイムを申告した際、「やばいー」と言った。

また、本件生徒の欠席が続いた後遅刻して久しぶりに登校し、教室で体育の授業が終わるのを待っていたところ、教室に戻ってきた関係生徒Eが「なんやおるんや、死んだかと思った」と言った。

さらに、関係生徒Eは、他の生徒が本件生徒のことを心配すると、「甘えやん、大丈夫やろ」と言ったり、1人で保健室に行けないと言うと「ひとりでいったらええやん」と言うなどする。

(4) 関係生徒C、D、Eは、本件生徒の机を嫌がり、近くを通るときに避けたり、服を払ったりする。

(5) 関係生徒Hは、本件生徒が早退しようとする時、本件生徒に対し、「病みアピールかよ」と言ったり、「自分は勉強できるけど、本件生徒は……」と言ったりする。

(6) 関係生徒Fは、アプリで知らない人達と話をしていて、本件生徒の個人的な情報を勝手に話した。

(7) 関係生徒Gは、本件生徒について、クラスの生徒の前で「本件生徒は1、2年の時不登校だったから学校のパソコンの使い方が分からない」と言ったり、本件生徒が関係生徒Gに「水が怖い」と言ったら、周囲の生徒に「水が怖かったらプール入らなくてもいいやんなー」と言ったりする。

2 1 本件学校は、同月19日、本件生徒から電話で了承を得た上で、関係生徒C、D、Eから上記(1)ないし(4)の件について事情を聴いた。その際は、本件生徒の保護者の要望に従い、3名を同時に授業から抜けさせて、それぞれ個別に話を聞いたが、3名とも上記のような事実はないと否定した。

その結果をふまえた本件生徒の保護者の要望を受け、本件生徒と普段一緒に過ごしていることが多い関係生徒F、Gや周囲の生徒数名からも聴取りを実施したが、本件生徒の話を裏付けるような話はなかった。

2 2 本件学校は、本件生徒の保護者に対し、学校として見守り態勢を強化して、本件生徒が安心して登校できる環境整備を行いたいと伝えたが、本件生

徒は、同年8月25日付にて近隣の中学校に転校した。転校後は、不登校が解消されている。

23 本件生徒の保護者からは、事実関係解明のために本件学校の生徒に対してアンケートを実施することを強く希望する旨の意向が示されていたため、アンケートの実施方法について事務局、本件学校及び保護者が協議の上、事務局（総務部）が実施主体となり、12月2日に本件生徒の学年全体に対してアンケートを実施した。アンケートの実施方法、内容については、当委員会の初動調査担当委員も意見を述べ、また本件生徒の意向を直接確認している。

アンケートにおいては、本件生徒がしんどいと感じたり、嫌だと思ふような出来事を見たり聞いたりしたことがあるかとの質問に対し、11名の生徒が「ある」と回答し、11名の生徒が自由記述欄に記載をしたが、本件生徒に対するいじめを直接見聞きした旨を回答した生徒はいなかった。

第7 いじめの有無及び重大事態該当性に関する判断

上記第6において認定した事実関係を踏まえ、いじめの有無及び重大事態該当性について、以下のとおり判断する。

1 本件生徒が1年生の時の部活動におけるトラブル（上記第6の2及び3）については、関係生徒Bが本件生徒に対して部活動の開始時刻を正しく伝えただかどうかを判断することは不可能であるが、そのことを契機として周囲の生徒が本件生徒に遅刻した理由を責め立てたことは認められる。

そして、本件学校は、その後本件生徒と関係生徒らとの「話し合い」の機会を設け、表面上トラブルを解決した形としたものの、本件生徒がその後まもなく所属していた部活動を退部していること、2年生に進級する際には本件生徒の保護者から上記部活動の一部の生徒とクラスを別にして欲しいとの申し入れがなされていることからして、本件生徒と関係生徒らとの関係は修復されていなかったと認められる。

以上のとおりであるから、本件生徒は当該出来事により精神的な苦痛を受けていたものと認められ、当該出来事はいじめに該当する。

2 また、関係生徒Aに関し、宿泊行事やそれ以前の件については、本件生徒やその保護者から学級担任に対して当時申告がなされているものの、関係生

徒Aからの聴取りが実施されておらず、指導もなされていないことから、事実であるとまで断定することはできない（ただし、事実である可能性は高いと考える）。

一方、関係生徒Aは、学級担任が席替えをして対応した後も、本件生徒に対し「殺す」などと暴言を吐いており、本件生徒は学級担任に相談することまでしていること、学級担任も関係生徒Aに対して指導し、本件生徒に謝罪をさせていることからすると、少なくとも関係生徒Aが本件生徒に対して「殺す」などの暴言を吐いたこと（上記第6の6）についてはいじめに該当する。

- 3 その他、本件生徒及び保護者から申告がなされているいじめの事実については、その当時に保護者から学級担任に対して報告がなされている事実もあるものの、学級担任が本件生徒や保護者の意向を尊重して関係生徒らに対する聴取りを実施していない出来事や、関係生徒らが当該事実を否定しており、周囲の生徒らからも当該事実の存在を裏付けるような話が出ていない出来事であることなどからして、本調査によってこれを事実であると認めるには至らなかった。

もっとも、いじめというものは、周囲の大人が認知できるのはいわゆる「氷山の一角」であり、いくつかの出来事の存在が判明しているということは、他にも何らかのいじめ、トラブルが存在していた可能性は相当程度あるものと考えられる。特に、本件生徒の聴取結果も踏まえれば、本件生徒が主張している内容については、何らかその「もと」となるような出来事があったものと思われるが、現時点でその内容を特定するには至らなかった。

- 4 本件生徒が長期間継続して欠席するようになったのは令和2年1月（1年生の3学期）からである。また、本件生徒は、遅くとも2年生の頃には、精神的に非常に辛い状態にまでなっていたと認められる。

本件生徒が長期間継続して欠席するようになった1年生の3学期の時点と、上記1及び2で認定した事実があった時期との間には、数ヶ月の時間的間隔があるため、直接的な因果関係を肯定することはできないと判断せざるを得ず、重大事態に該当するとの認定は困難である。しかし、これらの出来事は、他の出来事と相まって、本件生徒が長期欠席をし、あるいは精神的に非常に辛い状態となった一因となったものと考えられる。

5 以上のとおり、本件事案においては、本件生徒が1年生時に複数のいじめの事実があったことが認められる。

本件生徒としては、部活動において、実際の部活動開始時刻より大きく遅れる時間を、他の部員より伝えられたと認識しており、それにより大幅に部活に遅刻したことで、疎外感を抱いたことは想像に難くない。そのうえで、その後部活動内において、上記トラブル（上記第6の2及び3）が発生した。それに加え、同時にクラスにおいても、いじめに該当する出来事も起きていた。本件生徒にとって、いじめがクラスと部活動の両方で発生したことは、極めて深刻な事態であったと言える。すなわち、本件生徒はクラスと部活動の両方でいじめにより学校生活において安心な居場所がない状況にさらされた上に、予期せぬ相互謝罪という心の負担を強いられ、入学早々から辛く苦しい心情へと追い込まれることとなったと考えられる。

そして、学校生活で心の安らぎの場を持たない本件生徒は、心労が積み重なり1年生の7月に退部転部に至り、遅くとも12月には頭痛やめまいの体調不良を訴えるようになった。保護者からは、本件生徒が翌年2月に久しぶりに登校した際に暴言を浴びせられたとの報告があったが、同時に「学校で大きごとにしたくない」との意向も示されていた。本調査では当該暴言の有無自体を明らかにすることはできなかったが、そのような事実の存在を前提とした場合、本件生徒は被害を訴える気力も失っている状態であったと言える。

長期欠席の後に学校に復帰するのは不安と緊張が高まるものである。そのような中で本件生徒が暴言を浴びせられたとすれば、本件生徒が大きなショックを受けて再び登校できなくなるのは無理もないことである。事実、本件生徒はその後再び登校できなくなり、2年生3月までほぼ全欠席となっている。

さらに、本件生徒は3年時の始業式から再び登校しようとするようになったが、その際にも保護者からは本件生徒に対する暴言あるいは陰口があるとの報告がなされている。本件生徒はこれらの出来事についても、学級担任に対し、指導等を求めておらず、状況改善に向けて行動をする気力を失っている状態であったと推察される。

本件生徒にとって、上記に示した1年生時における複数の被害体験が心の鬱積となってその後に暗く重い影を落としたと考えられる。この辛く鬱積し

た経験により本来望んでもいない無力感に陥り、いわば知らず知らずのうちに徐々に登校へのエネルギーが消耗し、ついには枯渇することになったものと思われる。このため当該生徒は体調の不調に陥り、あえて休むという行動選択をしたのではなく、むしろ休まざるを得ない状況に追い込まれていったものと考えるのが最も妥当な理解であると言える。

第8 学校の対応に関する問題点

1 1年生時における部活動でのトラブル対応に問題があること

(1) トラブルに対する事実確認の手法が不適切であること

ア 上記第6の2ないし4で認定したとおり、本件生徒が1年生の頃、本件生徒と同じ部活動の生徒との間でトラブルが発生した。

その際、本件学校は、教育相談の場で関係生徒B及び本件生徒から個別に事情を聴いた後、翌日4限に関係生徒B及び本件生徒が話し合いをする場を設け、両者の話を「擦り合わせ」た。その後、放課後に本件生徒、関係生徒B、その他の関係生徒に対して指導し、相互に謝罪させて解決とみなしている。

イ 前提となる話の「擦り合わせ」や「謝罪」の内容が不明確ではあるものの、経緯に関して本件生徒と関係生徒Bによって述べられる内容が異なる場合、他の関係生徒からも聴取りを行う等、可能な限り正確な事実関係を把握した上でなければ、適切な指導・対処を行うことはできない。

しかし、トラブルの相手方もいる状態で事実関係の擦り合わせを行った場合、被害を受けた本件生徒が、自らの認識している事実や感情を十分に主張できないことも想定し得る。

ウ 加えて、本件事案においては、学級担任は、関係生徒Bとの間で当該トラブルとは異なる宿泊行事の際のトラブルも発生していたと本件生徒から申告を受けていた状態である（本件生徒が申告していた宿泊行事の際の関係生徒Bとのトラブルが事実であれば、これもいじめに該当し得る）。そのような本件生徒と関係生徒Bとの関係性からすれば、事実関係の擦り合わせは、より慎重に行われるべきであった。

エ さらに4限に行われた話し合いの後、放課後においては、本件生徒と関係生徒B及び関係生徒IないしLとの間で話し合いの場が持たれた。当該話し合いの場における「謝罪」の経緯や内容も不明であるものの、複数名の

トラブルの相手方及び複数の教員がいる中で、本件生徒が自己の言い分や感情を表現することができなくなってしまう可能性が高いことは当然想定されなければならなかった（生徒の性格や特性によっては、そのような場で自己の主張を述べるのが困難な生徒も多く存在するであろう）。

オ 以上のとおり、上記第6の2ないし4の出来事に対し、本件学校の教員らに対応し、トラブルの解決を図ろうとしたことは認められる。

しかし、相互に謝罪をすることで一見解決がなされたように見える場合であっても、前提となる事実関係や両当事者の思いが正確に把握されていない状態であれば、中学1年生という年齢も考慮すれば、生徒間においては真の解決とならないことは十分に起こり得る。

ゆえに、関係生徒ら又は周囲から事実関係の確認を行う前に本件生徒と関係生徒Bとの話し合いを実施した点、関係生徒Bの言い分を聞いた後に本件生徒から個別に再度の聴取りを行わなかった点において、本件学校の対応は、正確な事実関係を把握するという観点から不十分であった。

特に、本件生徒と関係生徒Bとの間の一連の経緯に鑑みれば、当該トラブルの経緯などについて、時間をかけてでも丁寧に調査を行い、正確な把握に努めるべきであった。

(2) 継続的な見守りを行っていないこと

ア 当該トラブルの指導を行った学年教員らの間では、当該トラブルは、関係生徒らが相互に謝罪することにより解決をしたと認識されていた。

しかし、中学1年生は、精神的にも一定程度成長をしている年齢であることに鑑みれば、当該トラブルについて表面的には解決をしたと見える状態であっても、本質的には解決をしておらず、後にトラブルが再発し得ることは、予想され得る。

特に、一度教員が関与し、指導をした状態であれば、仮に再度トラブルが発生した場合、再び教員が関与し指導がなされることを避けるため、より教員からは見えにくい形でトラブルが起きるといった危険性もあることは一般的に認識しておくべきである。

ゆえに、一度謝罪をし、解決をしたような形になったとしても、後に再度トラブルが生じていないか、特にいじめに該当するような事態が発生していないかという点については、慎重に、かつ意識的に経過を見守る必要がある。

イ 特に、本件生徒と関係生徒Bとの間では、同時期に宿泊行事のトラブルが発生していたことから明らかであるとおりに、当該トラブルが単発的に発生したものではなく、本件生徒と関係生徒Bとの間に根深い事情が生じている可能性も十分に想定できた。

しかし、本件事案において、教員らは、上記話し合いをもって、当該生徒間のトラブルは解決したものとして扱い、生徒指導会議にも、本件生徒及び関係生徒らの今後の関係性について注意喚起を促すような報告はなされていない。また、本件生徒が、当該部活動を退部した時や2年生進級時に当該部活動の部員らと同じクラスになることを避けて欲しいと申告があった際も、本件生徒に対し、状況を確認する等のフォローもなんら行っていない。

ウ 生徒間においてトラブルが発生した際に、適切に事実関係を把握した上で、指導を行い、謝罪をするという経過を辿ること自体に、問題はない。しかし、その後に同一生徒間にてトラブルが継続する、場合によっては従前よりも生徒間の関係性が悪化し、重篤なトラブル・いじめが生じる事例が存在し得ることは、意識されるべきである。

現時点において発生しているトラブルが、一旦は解決をみた後に、どのような経過を辿るかは予測することができないため、事態が悪化するケースがあることを十分に意識し、後の経過を見守るということは、いじめに発展した際に、早期に対応するために重要な視点である。

当時の本件学校の対応は、上記のような視点が不十分な対応であったと考えられる。

(3) 関係教員間の連携が不十分であること

ア 当該トラブル対応において、本件生徒らの学年教員らが行った指導については、部活顧問に対して情報共有がなされていなかった。一方、部活副顧問によりなされた指導についても、学年教員らに対して情報共有はなされておらず、それぞれ個々に対応がなされている。

イ 本件学校において、生徒間のトラブルが発生した場合、基本的には当該生徒の学年を担当する教員が指導等を行う、ただし、当該トラブルが部活動内におけるものであった場合には、部活顧問に対しても原則情報共有を行うルールとしていた。

しかし、本件事案においては、当該トラブルは、明らかに部活動内におけるトラブルであったものの、学年教員らによる話し合いの内容及び結果に

ついて、部活顧問への情報共有はなされていなかった。

そのため、部活顧問においては、本件生徒と関係生徒Bとの間で、部活動以外にもトラブルが発生していたことについて、把握がなされていなかった。

ウ 如何なる理由により、情報共有がなされない事態になったかは不明であるものの、前述のとおり上記話し合い後の関係生徒らの様子は、丁寧に見守りを続けていく必要性が高かった。

そして、生徒間の様子について見守りを続けていくためには、部活顧問も含め、教員間で情報共有をし、連携を図ることが重要である。本件学校においては、トラブルが発生した際、教員間の情報共有方法について一定ルールが定められ、適切に教員間に情報が共有されることに意識は向けられているものの、定められたルールが徹底されていなかった。いじめの早期発見・対応のためには、生徒に関する情報の教員間での共有が基本になるところ、その点が徹底されていなかったことは、本件学校の対応として不十分であった。

2 本件生徒及び保護者からの申告に対しなんらの対応も取らなかったこと

(1) 本件生徒及び保護者からの申告に対する学級担任の対応

ア 本件事案においては、保護者あるいは本件生徒から学級担任に対して、中学1年生から3年生までの間、周囲の生徒から本件生徒に対して嫌なことを言われた、された旨の申告、すなわちいじめに該当する事実の申告が複数回にわたってなされている。

イ 一方、学級担任は、本件生徒や保護者からは当該生徒に対する直接の注意や指導はしないで欲しい旨を言われていたことから、指導を行うことができなかったとのことである。

しかし、本件生徒や保護者から、いじめと思われる申告がなされ、その申告内容が事実であるとすれば看過すべきではないものである以上、なんらの対応も行わないことは不適切である。

以下、本件学校において取り得た対応について例示する。

(2) 本件生徒に対し加害生徒の指導について同意を得るよう説得すべきであったこと

前述のとおり、本件生徒又は保護者からはいじめに該当し得る内容の申告

があり、その内容はそれが事実であるとすれば看過できないようなものであった。そのような行為が、調査や指導もなく、漫然と放置されている状態は、明らかに不適切である。

そのため、学級担任は、本件生徒に対し、事実であれば指導すべき事態であることを丁寧に説明し、本件生徒が抱く不安を解消しつつ、加害生徒への事実確認及び指導の対応を取ることができるよう、本件生徒と十分に協議をすべきであった。

(3) 本件生徒及び保護者からの申告を共有すべきであったこと

本件生徒及び保護者からの申告内容については、教員間で共有し、教員全体として、本件生徒及びその周囲の状況を注意して見守る体制を構築する等の対応が考えられる。

しかし、本件生徒及び保護者から、いじめと思われる申告がなされたことについて、学級担任が他の教員に報告をした記録はなく、生徒指導会議において協議がなされた形跡もない。

(4) 間接的な形での指導などを行う工夫をすべきであったこと

本件生徒から名前があがっている関係生徒らに対し、直接指導ができなかったとしても、時期や指導内容について配慮をした上で、具体的な事案が特定出来ないようにクラス全体等に間接的な形での指導を行うことも考えられる。ここでいうところの「間接的な形での指導」とは、「生徒指導提要」（本件事案発生当時の生徒指導提要を指す。以下「旧生徒指導提要」という。）で示されている「『社会で許されない行為は、子どもでも許されない』といった学校全体の基本的な指導方針の下、学級・ホームルームでも児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の方針を明確に示し、児童生徒や保護者に対して『社会の一員』としての責任と義務の大切さを伝えていくこと」（150頁）を意味している。

例えば、本件生徒が3年生に進級した始業式の日（令和3年4月8日）の保護者からの電話では、クラスの生徒から「小さすぎる。障害児かな」と言われたと申告されている。このような発言は、本件生徒に対する誹謗のみならず、障害者差別にも繋がる発言である。このように間接的な形での指導が必要であった場面にもかかわらず、なんらの指導もなされていないことは不適切である。

3 いじめ対応において心理専門家が関与する体制が取られていないこと

本件学校における「いじめ防止対策委員会」には、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）も構成員となっている。そして、「いじめ防止対策委員会」は、本件学校において毎週水曜日1限に実施されている生徒指導会議に含まれるとのことである。しかし、生徒指導会議には、SCが参加することは予定されておらず、その結果、SCは「いじめ防止対策委員会」にも恒常的に参加していない。

そのような問題に対し、本件学校において、「いじめ防止対策委員会」の開催日を固定せず、SCが参加することができる日時を検討する、又は、SCが参加することができない場合でも、SCに対し意見照会を行う等の代替策が検討された形跡もない。

法において、いじめの防止等の対策のための組織の構成員として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者が挙げられ、これらの心理専門職の関与が期待されている（法22条）。また、いじめがあったことが確認された場合の対応についても、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得るべきであることが示されている（法23条3項）。つまり、いじめの予防から対策・再発防止に至る全ての段階において、心理専門職が関与すべきとされている。しかし、上記のとおり本件学校においては、「いじめ防止対策委員会」の協議事項に対して、SCの専門的知見が反映され得る体制が取られていない。

これは、本件学校において、いじめ対策に関する心理専門職の関与の必要性の認識が欠如していることを示し、不適切である。

4 不登校児童生徒に対する対応が形式的であること

(1) 学校に求められる不登校児童生徒に対する支援

令和元年10月25日文科科学省より発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、不登校が継続し、学校からの十分な支援を受けることができない状況が継続することが、不登校児童生徒の成長に与える影響の大きさに鑑み、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると方針が定められた。当該通知は、児童生徒が学校へ登校しない状態を容認する意図ではなく、単に再度

登校するという事だけを目標とするのではなく、不登校生徒が学校に通うことができなかつたことで、将来的な自立や成長が阻害されることがないよう、学内だけでなく、学外の機関とも連携しつつ、実質的な対応を取るべきであることを示したものである。

それを前提として、具体的に学校等に対して、次のような取組みを行うよう求めている。

ア 不登校の要因や背景を的確に把握すること

「児童生徒理解・支援シート」を活用したり、SC やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）などの専門スタッフと連携をすることで個々の不登校児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握することを求めている。

イ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

上記のとおり、不登校の要因や背景を的確に把握した上で、意図・目的、方法及び成果を意識した、適切な家庭訪問を行い、積極的支援を行うべきであることも指摘されている。

加えて、不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫を行うべきことも指摘されている。

ウ 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター等の民間施設、ICT を活用した学習支援など、多様な教育機会を確保することを求めている。

上記のような通知を前提として、本件学校において対応が不十分である点について、以下詳説する。

(2) 不登校の要因に対する分析が不十分であること

本件学校における不登校生徒に関する対応は、主に毎週水曜日に実施されている生活指導会議が中心となっている。しかし、当該会議においては、各学年の不登校生徒の簡単な情報が共有されるのみであり、各生徒に対する詳細な状況について協議がなされている様子はない。

本来生徒の不登校が発生する要因は、様々な事情が複合的に生じている可能性がある。このことは、「不登校児童生徒への支援の在り方について」に

においても、「不登校については、その要因や背景が多様・複雑である」ことを指摘しているとおりである。その点を教員が理解し、不登校となっている要因が一つの事情と決めつけることなく、当該生徒及び保護者とコミュニケーションを図ることで、不登校の要因となっている事情を少しずつ解消するという細やかな対応が必要となる。

しかし、本件事案において、本件学校は、「児童生徒理解・支援シート」等のスクリーニングシートを使用しての分析を行うことなく、本件生徒の不登校の原因を「トラウマ、腹痛持ち」、あるいは不登校傾向にある関係生徒Hの影響を受けていると判断し、それまでに起きた出来事との関連性を慎重に検討することがなかった。

(3) SCなどの心理専門職との連携が不十分であること

本件生徒に関し、養護教諭やSCなど、心理専門職の関与や連携が一切なされていない。本件学校としては、本件生徒が、SCと面談することに対して積極的ではなかったため、連携をしなかったようである。

「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、SCなどとの連携については、「相談支援体制の両輪」とその役割の重要性を指摘している。

その一方、児童生徒が、日常的に学校生活において関わりを有していないSCとの面談に、必ずしも初めから積極的になるとは限らないことは起こり得ることである。そのような状況の中、本件生徒が、SCと面談することに対して有する抵抗感の中身を具体的に把握し、それを除去し、本件生徒とSCとの面談を実現するための工夫を施すべきであった。しかし、学級担任及び本件学校は、本件生徒とSCとの面談が実施できるように向かうための対応の検討を行っていない。

また、本件生徒自身がSCと面談を行う以外の方法であってもSC等の心理専門職の関与が期待できる場面はある。

例えば、本件生徒の不登校の要因や背景を的確に把握するためにSCのコンサルテーション（教員に対する助言）やケース会議が有効である。そのことで、学級担任の視点のみに頼り対応するだけでなく、他教員及びSCやSSW等の他職種心理・福祉専門職による不登校の要因の見立てを参考にすることで、今後の対応策を検討することもあり得た。

しかし、そのような専門的知見が活用されることがないまま、本件生徒の不登校への対応が、形式的になされている状態が続き、効果的な対策を講じ

ることができなかった。

(4) 別室登校など本件生徒に合致した支援が検討されていないこと

ア 校長は、当部会における調査において、本件学校においては、生徒や保護者から希望があった場合には、保健室登校又は別室登校の対応を取ることでも可能であるという方針であったと述べている。

しかし、学級担任は、本件生徒の保護者から別室登校の希望があった際に、本件学校では、別室登校の対応をすることができない旨回答しており、本調査においてもそのような認識を示している。不登校生徒が、学校へ再度登校するための方法として、別室登校は有効な手段であるところ、そのような対応を取り得るかという重要な点について、教員間の認識に齟齬があったことは重大な問題である。不登校となっている生徒が再度学校に通い始めることができる機運を逃しかねないものである。

イ また、校長の説明を前提としても、別室登校の検討は、生徒や保護者から希望があった場合に限られている。

しかし、前述のとおり、当該生徒が不登校となっている原因について検討し、今後の対策を検討する中で、別室登校が有効となる可能性があるのであれば、当然学校からその旨提案するということが行われるべきである。本件生徒に関しても、不登校の理由として体調不良があるということを把握していたのであれば、保健室での登校を検討することも十分にあり得た。それにも拘らず、生徒からの要望があった場合のみ、別室登校を検討するという本件学校の姿勢は、不登校生徒に対して能動的に対応する意向がないことを示している。これは、「不登校児童生徒への支援の在り方について」に記載されている方針にも適合しない。

(5) 本件生徒に対する学習支援が不十分であること

不登校時における学習支援に関しては、サテライト、フリースクールなどの他機関の利用も検討しつつ、積極的に支援をし、教育機会の確保を図るべきである。

しかし、本件事案においては、本件生徒の保護者からサテライトについての情報提供依頼があったことで初めて、本件生徒はサテライトへの通学を始めた。学級担任は、当時本件学校に赴任した直後であったことから、サテライトなどの他機関の情報を把握していなかったようである。当然、勤務する地域により連携できる機関も変わることから、このような情報は、本件学校

から積極的に教員らに対し、正確に周知されている必要がある。

さらに、「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、義務教育段階における、学校教育の重要性が指摘されている。この点から、本件生徒が欠席した際に、学級で配布された課題のみを、本件生徒に配布するだけにとどまり、本件生徒に合わせた教育的支援の工夫について、十分な検討がなされていない。

5 まとめ

以上のとおり、本件学校は、生徒間のトラブルやいじめと思われる事案が発生した際、形式的な対応となりがちであり、被害生徒の心情を考慮のうえ、いかに正確に事実確認をし、出来得る対応をいかに行うかという点について、配慮と検討が不足していた。特に本件事案においては、いじめに該当し得る事案が現に発生し、その事実を把握していたにも拘わらず、本件学校においては、いじめの認識に欠け、表面的な対応に終始した点が問題である。

また、解決されたように見える事案においても、後にトラブル・いじめに発展する事例が存在し得ることの認識が欠けていた。そのため、教員間の情報共有についても、学校としてのルールを定めてはいたものの、それを実践する際に不十分となる様子が見られた。

さらに、不登校児童生徒に対する支援についても、本件学校が行った対応は、不登校生徒の「安否確認」に終始し、形式的な対応を繰り返すのみで、学校に求められる不登校生徒に対する支援の在り方への理解が不十分であると指摘できる。

本件事案全体を通し、個々の生徒の心情や状況ごとに配慮した個別具体的な対応を行うべく、教員のみならず、必要な専門職との連携も図りながら、本件生徒にとって最善かつ柔軟な対応を検討するという意識が不足していた。

第9 教育委員会の対応に関する問題点

教育委員会が本件事案を把握したのは、本件生徒の保護者が本件学校を訪問し、いじめがあると訴えた令和3年6月23日以降のことであり、教育委員会のそれ以降の対応に特段の問題点があるとは認められない。

しかし、本報告書第8にて記載したとおり、本件事案に対する、本件学校の対応については種々の問題点があった。学校がいじめや不登校問題に適切に対応し

ていくためには、教育委員会による指導と支援が必要である。本件事案において、本件学校の対応に問題となる点があったことに鑑みれば、教育委員会による指導と支援についても、結果的に不足があったと言わざるを得ない。

第10 調査審議の結果に基づく是正及び再発防止に向けた提言

周知のとおり、いじめや不登校への対応については、「生徒指導提要」（令和4年12月改訂のものを指す。以下「新生徒指導提要」という。）、法、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））、「大阪市いじめ対策基本方針」（平成27年8月（令和3年4月改正））、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月）、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」（令和4年6月）、等に詳細に記載されている。

しかしながら、第8（学校の対応に関する問題点）において指摘したように、本件学校では、上記の方針や法律等の記載内容に関する認識が甘く、実行されていないことがしばしば見受けられた。またたとえ実行されていたとしても、生徒指導及び生徒指導に係る会議や研修などが形骸化されたものとなっていた。

本件事案において、いじめと不登校の直接的な因果関係を肯定することはできなかったが、本件学校のいじめ対応や不登校対応の問題点が散見されたことから、以下では、学校がいじめや不登校で辛い思いをしている生徒の側に立ち、いじめや不登校に関して管理職のリーダーシップのもとにチーム学校として対応していくための提言を記すこととする。

提言の内容は、①いじめに該当し得る事案を認知した際の対応について、学校内において再度協議及び体制を構築し直すこと、②いじめに対する理解を深めるための研修を実施すること、③生徒に対しいじめを許さない集団の構成員となる指導を十分に行うこと、④不登校生徒に対して深い理解と個に応じた柔軟な対応を行うこと、⑤いじめ・不登校対策に向けて多職種・他機関の連携によるチーム学校としての組織的な対応を行うこと、⑥教育委員会が教員の人権感覚を醸成するための指導と支援を行うことの6点である。以下、各項目について詳説する。

1 いじめに該当し得る事案を認知した際の対応について、学校内において再

度協議及び体制を構築し直すこと

(1) いじめに該当し得る事案を認知した際に漏れなく情報を共有する体制を構築する

教員の多忙さは、一般によく理解されていることである。そのような多忙の中、いじめに該当し得る事案を発見した際に、漏れなく適切に報告し、学校全体として当該事案を認知し、対応に結びつけていくためには、一定の工夫を要する。

以下においては、過去に実施をし、効果が見られた他自治体での取組みを紹介する。

ア 小さいサイズ（約10センチ×7センチ）の「カード（いじめ発見カード）」を作成し、あらかじめ教員に配布する。「カード」には、日付、記入者、いじめを見たか聞いたか、いつ・どこで・誰が・誰に・どんな被害を受けたか、見守り年月日をテンプレートで印刷しておく。あらかじめ印刷しておくことで簡単に記入ができる。

イ いじめを受けた可能性のある生徒を見聞きした際には「カード」に記入し管理職に渡す（報告）。

ウ 報告を受けて緊急いじめ防止対策委員会を実施、メンバーは管理職1名を必ず含め、他は集まることができるメンバーで実施。

エ 記録のため、「カード」をコピーして配布（A4サイズ1枚に何枚もレイアウト可能）及びファイリングする。

オ いじめ認知の場合は赤丸印、見守り期間を記載（認知から3ヶ月）。

カ 具体的な対応は学年で協議し、協議内容及び経過と結果をいじめ防止対策委員会に報告。

キ 見守り期間終了まで最低月1回報告。

ク 見守り期間終了時には被害生徒と保護者に聴き取った後見守りの継続の有無を決定。なお、会議に参加できないメンバーについては必ずファイルを確認し、その記録内容の周知徹底を行った。こうすることで、例えば、1年生1学期にいじめが多いこと、同一生徒（被害者・加害者）の名前が多いこと等いじめの状況を把握しやすい。

なお、上記取組みについては、一例を紹介する意図で記載するものであり、各校各々の状況に応じて、適した体制の構築に努めるべきである。

(2) いじめに該当し得る事案を認知した際、速やかにいじめ防止対策委員会を

開催する体制を構築する

いじめに該当し得る事案を認知した場合は、速やかに管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を開催することは、法律などにおいても規定されている（法22条、「大阪市いじめ対策基本方針」9頁、本件学校における「学校いじめ防止基本方針」2頁）。すなわち、いじめ防止対策委員会は法に則った方法で実施し、選定されたメンバーで行い、当然記録も保管しなければならない。つまり、いじめに該当し得る事象が発生しているか否かはいじめ防止対策委員会で判断することであり、いじめの有無を個々の教員において勝手に判断しないこと、また、管理職に報告せずに個々に抱え込まないことが肝要である。

前述のとおり、教員の多忙は一般によく理解されている。しかしながら多忙を理由に開催すべき会議が開催されない、記録すべき内容が記録されないことがあってはならない。

(3) 被害生徒が指導を求めない場合についての対応体制を構築すること

被害生徒が、加害生徒との間の後のトラブルを危惧し、被害申告はするものの、加害生徒への指導を求めないという事案は、一定起こり得ることが想定される。しかし、被害生徒が加害生徒への指導を求めているからといって、状況を放置して良いということにはならない。

そのような事案が生じた場合、被害生徒の心情に寄り添いつつ、発生しているいじめに該当し得る事象にいかに対応するかについては、以下の点を考慮に含みつつ、学校内において協議をし、対応方法を構築しておくべきである。

ア 被害生徒の安全・安心を保障する

「新生徒指導提要」において、いじめを把握したら、「対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先」（135頁）し、「いじめに立ち向かう支援者として『必ず守る』という決意を伝えること」（136頁）に留意する必要があると明記されている。

本件事案においては、既に認定したとおり、本件生徒は、関係生徒Aに、日頃から「何笑ってんの、きもい」「こっち見んな、殺すぞ」などと言われたり、軽くビンタをされたと訴えたことがあった。しかし本件生徒は、学級担任に対しては、「席替えをして関わりがなくなっただけで指導はいらない」と告げた。また、本件生徒が中学1年生の2月3日に登校した際に男子生徒

から「来んな」「来たんか」と言われたが、学校で大ごとにしたくないとの話が学級担任に対してなされ、学級担任はなんらの指導や調査を行わなかった。

さらに中学3年生時においても、4月8日の始業式の日には本件生徒が、再度登校したが、クラスの生徒から「小さすぎる。障害児かな」と言われたとの申告が本件生徒の保護者よりなされた。学級担任は翌日、本件生徒に事情を聞いたが、本件生徒は何も話さず、指導を求めなかった。

加えて、本件生徒は6月23日にもクラスの生徒から「来たわ、死んだと思ったのに」と言われたとのことについては学級担任に話をしたが、具体的な加害生徒の氏名は明らかにしなかった。

つまり、本件生徒からは、複数回いじめに該当し得る行為を受けている申告まではあったものの、それ以上の対応を学級担任が行うことを望まず、学級担任としても対応を取らないということが、繰り返されていた。

本件生徒が訴えていた事象の有無については、現段階においては検証が不可能であるものの、本件生徒としては、加害生徒への指導がなされることにより、再び自分に危害が加えられる可能性があり、そのような事態に陥った時に、学校が自分を守ってくれるとは思えなかったから学級担任に対し、加害生徒への指導をしたりすることを制止したとも考えられる。

学校としては、被害生徒の安全・安心を確保するのは当然であると考えていたとしても、被害生徒に学校側の「絶対に守る」という意思が伝わっていなければ、考えていないのと同じと受け取られる。被害生徒が加害生徒への「指導はいらぬ」と告げたからと言って、その言葉どおりに何も行わないことは、被害生徒の思いを尊重することではないということを確認しておきたい。

被害生徒が「指導はいらぬ」と告げたのであれば、学校に対する信頼が十分でないのだと受け止めるべきである。

また被害生徒が被害の事実を語ってくれた際には、教員はまず、苦しい状況におかれている被害生徒から被害の事実を教えてもらうことができたことへの感謝を伝え、被害生徒の勇気ある行動を認め、信頼関係の構築に努めるべきである。そして早急に、いじめ行為によって不安に苛まれ傷ついている被害生徒の安全・安心を確保する具体的な方策について熟議を重ね、その結果を被害生徒に伝え、それを実際に遂行する必要がある。被害生徒の安全

・安心を保障することはいじめ対応の出発点である。

イ 加害生徒に対する指導と支援を怠らない

「大阪市いじめ対策基本方針」において、加害生徒の「対応措置」については、「いじめをやめさせ、再発を防止するため、加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」（11頁）と明記されている。同方針には、指導にあたり「『体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針、児童生徒の問題行動への対応に関する指針』（平成25年9月）21～22頁の『5つのレベルに応じたいじめへの対応』、並びに、問題行動の種類・重篤度と学校等による措置（指導等）を一対一対応させた『学校安心ルール』によって事前に明示したルールを公平に適用し、例外的な事由がない限り、ルールどおりの段階的な対応措置を取ることとする」（11頁）と具体的に示されている。

しかし、本件事案においては、第10の1-(3)で言及したように、本件生徒及び保護者から訴えはあったものの、本件生徒による「指導はいらぬ」という申し出を受け、加害生徒に対して聴取りも指導も行われていないという事実が認められた。加害生徒に対して指導を行わないということは、「放置」である。それは加害生徒を助長することになり得るものであり、結果として学校が加害生徒に加担し、被害生徒を「攻撃」していることにもなり得る行動である。

被害生徒の「指導はいらぬ」という言葉に、加害生徒に対する直接的な指導は避けて欲しいという思いがあったとしても、それは、学校に対して「何もしないで欲しい」という要求ではない。たとえば、ホームルームなどにおいて、「あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚した上で、自らを律することができるよう促すことを目的として作成」された「学校安心ルール」の再確認を行うことにより、加害生徒への間接的な指導を行うことも考えられる。教育機関である学校は、加害生徒が再び加害の側にならないよう、加害生徒の健全な人格形成を育むことを目標として、加害生徒に対する指導と支援を継続して行う必要がある。

2 いじめに対する理解を深めるための研修を実施すること

本件事案においては、教員らにおいて、いじめに対する一般的理解に欠ける

と思われる対応が複数見受けられた。特に本件事案において理解に不足が見られた下記の3項目については、教員らの理解を深めるための研修を実施し、いじめに対する理解の深化及びいじめに対する対応方法の向上に努めるべきである。

(1) 単なる謝罪をもって安易に解消としない

「いじめの防止等のための基本的な方針」の第2の3の「(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置」において、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない」(30頁)と明記されている。しかし本件学校では、本件生徒や保護者から生徒間の人間関係をめぐるトラブルに関する情報が得られた際に、本件生徒と加害生徒の話し合いの場を設け、教員主導によって関係生徒たちに謝罪をさせ、それをもってして人間関係をめぐるトラブルが解決したとされた。まさに「単に謝罪をもって安易に解消とする」対応がとられた。

生徒間の人間関係をめぐるトラブルの早期解決をめざして、教員が生徒間の人間関係に介入することを否定するものではないが、早期解決を急ぐあまりに「単に謝罪をもって安易に解消」とすることがあってはならない。このような対応は、いじめの見落としや発見の遅れにつながり、後々に問題を大きくすることになる。学校は、生徒間の人間関係のトラブルに関する情報を得た際には、早い段階からいじめではないかとの疑いや危機意識を持って、対象となる生徒に的確かつ継続的に関わる必要がある。

(2) 関係生徒の経験を継続的に捉える

「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめが解消している状態が認められたとしてもそれは、「あくまで、一つの段階に過ぎず、『解消している』状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある」(31頁)と明記されている。しかし、本件学校では、謝罪によって本件生徒が訴えたトラブルは「解消している」状態に至ったと判断された。そしてその時点で事案対応にピリオドが打たれ、その後も「再発する可能性」に意識が向けられることはなかった。

たとえ被害生徒が、学校に行くことに苦痛を感じていない旨を教員に話すようになっていたとしても、教員は、被害、加害の側を問わず、関係生徒に

ついて継続して「日常的に注意深く観察する」必要がある。「観察する」というのは「観て察する」ことである。表面的な事象のみをただ観ていることは観察ではない。関係生徒の言動を観て複眼的に捉え、言動の背景にある思いを察することにより、退部や欠席などの点のように存在していた種々の出来事が関連づけられて一本の線としてつながる。このような対応を行っていたなら、事実関係を改めて調査したり、退部や欠席などの事象が生じた際に本件生徒の心情を再度確認する等の適切な対応を取り得た。人間関係のトラブルが解消したと思われる場合であっても、教員は、注意深い観察を続けて関係生徒の経験を継続的に捉える必要がある。

(3) 被害生徒に寄り添って理解した対応を行う必要性

ア 「大阪市いじめ対策基本方針」において、「基本方針は、『いじめを受けた子どもの救済と尊厳』を最優先」（1頁）にすると謳われている。学校は、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」の原則に基づき生徒の人権を守る必要がある。本件事案において本件生徒が受けたいじめは、中学1年生時における部活動でのトラブルをきっかけに部員から責め立てられたこと及び関係生徒Bから浴びせられた暴言等であった。このようないじめ行為が行われていたにもかかわらず、第10の2-(1)で言及したように、本件学校は、単なる謝罪をもって安易な解消とした。しかも、部活動でのトラブルの際には、相互謝罪の形式がとられた。教員主導によって相互謝罪が行われたことにより被害生徒は、加害生徒と同様の責任が自らにもあると教員から見做されたと受け止めかねない。

被害生徒の「救済と尊厳」を最優先にするためには、何よりもまず被害生徒の深く傷ついた心情理解を軸にした対応が不可欠である。相互謝罪というような、被害生徒の心情に寄り添って理解することを怠った安易な対応は国及び大阪市の基本方針から逸脱するものである。たとえ発生事案を「いじめ」ではなく「トラブル」であると捉えていたとしても、教員は、被害生徒に寄り添って被害生徒の側に立ち、トラブルにより傷ついた心情の辛さを理解した対応を行う必要がある。

イ 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（令和4年10月）によると、公立中学校におけるいじめの態様の認知件数は、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が62.2%（構成比）で第1位である。まさに本件生徒が

受けたいじめがこれに該当する。また、「いじめる児童生徒に対する特別な対応」のうち「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」が49.9%（構成比）で第2位である。まさに本件生徒が受けた教員からの対応がこれに該当する。

この種のいじめは一番多く行われているいじめにも関わらず気が付きにくい態様である。同様に謝罪の対応もよく行われているいじめ解決に向けての対応であるが、ややもすると画一的な対応に陥りやすい傾向がある。被害生徒に寄り添った対応をするためには個々の心情への配慮が肝要である。一例ではあるが、対応について以下に述べたい。

ウ まず、教員が上記調査結果等からいじめの態様を知った上で、いじめの具体像を法に則って正しく理解することが必要である。

その上で、教員が「生徒間トラブル」と理解した際に、そこに「いじめの可能性はある」ないしは「いじめ」と認識することが求められる。

そして、被害生徒からの話を聴く場合、被害生徒の救済を第一に考え、その辛さ、悲しさ、怒り、不安等の心情に寄り添った対応が求められる。謝罪による対応を行う際には、被害生徒が謝罪を受けたいか否かを十分に話し合った上で行い、謝罪の場面設定も同様の配慮が必要である。

謝罪を受けた後も、被害生徒は仕返しを恐れてヒヤヒヤ緊張するものであるということを教員は十分に認識することが必要で、被害生徒の心情に配慮し、当分の間教員からの声掛けや見守りを継続することが必要である。このような対応がいじめに対する望ましい対応であると言える。

3 生徒に対しいじめを許さない集団の構成員となる指導を十分に行うこと

いじめは、「いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。」（「新生徒指導提要」133頁）ものである。このように捉えるならば、いじめ事案の関係生徒とは、関係集団の構成員の生徒すべてということになる。

本件事案においても、いじめとして認定した事実（あるいは事実とまでは認定できなかったが、本件生徒が訴えていた事実）については、それを見ていたにもかかわらず制止等をする事がなかった生徒が存在しているはずであり、こうした生徒もまたいじめの当事者として捉える必要がある。

いじめが疑われるような状況が生じていれば、学校は、いじめを許している集団に対する指導を行う必要がある。いじめを許している集団に対する指導を行わないということは、学校が、すべての生徒の成長発達を指導・援助する責任を十分に果たしていないということでもある。

第10の2-(3)において、教員は、「被害生徒に寄り添って被害生徒の側に立ち、トラブルにより傷ついた心情の辛さを理解した対応を行う必要がある」と述べた。このような姿勢は、教員のみならず、いじめを許さない集団の構成員である生徒たちにも求められるものである。相手に寄り添い、相手の側に立って、相手の側から理解しようとする生徒たちによって構成される集団は、いじめを許さない集団になるに違いない。

生徒たちがこのような姿勢で他者と関わることのできる構成員であるためには、学校が、生徒たちにとって、教員にあるがままの姿を受けとめられ、自分の思いをわかってもらえる心地よさを感じることができる場であることが求められている。

そこで、生徒らに対しても、「傍観者」となることなく、いじめを許さない姿勢でいることについて、道徳の授業やホームルームなどの時間を用い、日常的に繰り返し指導を行っていくべきである。このような指導を計画的に行っていくことについては、本件学校における「学校いじめ防止基本方針」においても指摘されているところであり、改めて生徒らに対する指導内容・頻度等について、検討する必要がある。

4 不登校生徒に対して深い理解と個に応じた柔軟な対応を行うこと

(1) 不登校の要因をめぐる「見立て」を行う

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」において、不登校に関する基本的な考え方が既に指摘されている。個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進として、状況の把握、組織的・計画的な支援を行うように記載されている。不登校をめぐる状況の把握「見立て」については、「児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと」、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立すること」、「当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない」ことが重要である。

上記のように不登校の児童生徒を適切に支援するためには「見立て」を行

い組織的・計画的な支援をすることが重要である。例えば、本件学校においては不登校に関して、原因を深追いしない、と言う意味合いの発言も見られるようであるが、原因を深追いしないことと、背景要因を知ろうとしないこととは別次元の問題であり、これを混同することなく「見立て」を行うことが肝要である。

なお、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」（令和4年6月）では、「不登校のきっかけに友人関係と答えている児童生徒が多いことからいじめなどについての早期の、かつ、適切な対応が求められること」や「中学生の約4割が誰にも相談せずに学校に行きづらい気持ちを抱えている」ことが指摘されている。

本件事案においても、前述のとおり、本件生徒にとって中学1年生時に受けたいじめに該当し得る出来事が、他の出来事と相まって、本件生徒が長期欠席をし、あるいは精神的に非常に辛い状態となった一因となったものと考えられる。しかし、本件学校は、中学1年生時の出来事と不登校の関連については、検討することすらしていない。相談することができない気持ちを抱えたまま、友人関係を原因として不登校となっている事案も多いことは、不登校の要因の見立てを行う際には、注意を払う必要がある。

そして、上記の指摘も考慮して不登校児童生徒に対応するためには、多職種専門職（SC・SSW等）を含めたケース会議等を実施し、その中で「見立て」を行い、組織的・計画的に支援をすることが求められる。

(2) 「個」に応じた学習保障

上記（1）で述べた基本指針は、「家庭にいる不登校児童生徒に対する支援」として、「児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実する」ことが指摘されているが、さらに「多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援」が求められている。

本件学校においては、不登校生徒に対する支援のあり方を曲解して、不登校は支援対象なので登校の指導はせずに生存確認さえすれば良いという意味合いの発言が見られるようであるが、不登校は支援の対象であり不登校にまつわる苦悩を抱える生徒に寄り添い、まずその辛さを第一に理解することが求められることは言うまでもない。その認識の上に立って、具体的に不登

校児童生徒の学習保障をすることは現実的で有意義なことである。その際、現行のプリントを配布するだけにとどまらず、多種多様な創意工夫に基づいた対応が求められることは言うまでもない。例えば、①生徒の学習の状況に応じて指導の工夫や配慮を行う、②別室による学習の機会を提供する、③オンラインによる授業配信・授業参加等の具体的な工夫を行うなどの対応が考えられる。肝要なことは生徒の「個」に応じた積極的かつ柔軟な対応を行うことである。

5 いじめ・不登校対策に向けて多職種・他機関の連携によるチーム学校としての組織的な対応を行うこと

(1) 「見立て」と「手立て」のために情報を共有する

本件学校が定めている「学校いじめ防止基本方針」の「5. いじめの未然防止についての取り組み」にも記されているように、子どもたちや学級の様子を知るために「行事や休み時間、部活動での人間関係を学年や学校単位で情報交換し、共有する」ことの重要性は言うまでもないことである。本件学校では、このような情報交換が速やかに行われるように毎週1回の生徒指導会議を開催する取組みがなされていた。

しかしその会議が、たとえば不登校やいじめの現状や、子どもや保護者の現状に関する情報のみを交換する場になっている、あるいは、そこでの議論が対症療法的な指導の域を抜け出していないというような状況であるならば、生徒指導会議は形骸化したものでしかない。情報共有が十分に行われることは生徒指導の大前提であるが、たとえ十分な情報共有がなされていたとしても、どのような情報が共有されていたのかという情報の質を問い直す必要がある。

不登校やいじめの現状や、子どもや保護者の現状などに関する情報は、「見立て」の第一歩となる。対象となる生徒に関わっていくためには、得られた情報をもとにして、その生徒をめぐって、いま何が起きているのか、そこにはどのような背景や要因があるのかなどについて分析を加える必要がある。また今後、どのようなことが起こり得るのかを予測し、状況がさらに悪化しないような「手立て」を見極めていく必要がある。教員が、不登校やいじめ事案にかかわる際には、このような見立てと手立ては必須である。

対象となる生徒の生活の場は多岐にわたる。生徒は、様々な人や集団など

の環境や、過去の出来事から影響を受けている。そのため、1人の教員だけでは、十分な生徒理解に至らない場合もないとは言えない。それゆえ、学級担任、教科担任、部活顧問などの複数の視点で生徒を捉える必要性が生じる。起こっている出来事をお互いに知っておくためにのみ教員間で情報共有を行うのではなく、対象となる生徒の見立てや手立てを多面的に行うための情報共有を行う必要がある。

(2) チーム学校として連携する

ア いじめ対策委員会はいじめに該当し得る事案を認知したときのみで開催するものではなく、法に則って常設設置されているべきものである。いじめの認知だけでなく、アンケートを精査し分析を行う、また、未然防止のための年間計画（対象：児童生徒、教員、保護者）を作成し実行する等を行う。したがって、現在大阪市においてはいじめ防止対策委員会は他の会議を兼ねることも許容されているが、いじめの認知やいじめ防止対策をより一層進めるためには独立した会議で行うことが望ましい。

例えば、定期的ないじめ防止対策委員会の開催について、毎週行われている生徒指導会議等のいじめ防止対策委員会のメンバー（管理職含む）が参加している他の会議の後に、生徒指導会議とは区切って、いじめ防止対策委員会の会議として毎週10分程度設定する等の方法を取ることで、教員らの負担を特段重くすることなく、いじめ防止対策等について独立した会議の時間を確保することも出来得る。

イ 本件学校は、担任及び部活顧問ともに情報は「週に1回の生徒指導会議」で把握し部活動内のトラブルも学年で指導しているとの認識を有していたが、管理職によれば、部活動内トラブルに関しては部活顧問と学年団は随時連携して生徒指導にあたっていると話しており、そこには管理職と教員の間に認識のずれが見られる。このような認識のずれは、一見些細なことのようにあるが、結果的には本件事案のように情報共有の妨げとなることもある。「週に1回の生徒指導会議」での情報共有だけでは迅速な対応とは言えず、今後は部活動内トラブル等については定例会議を待たずに、適宜担任や学年に報告し連携することが必要である。今回の認識のずれは本件事案に限ったことであるのか他の案件においてもずれが生じているかは不明であるが、今後は管理職と教員、教員同士で生徒に関する指導方針を相互に確認し、認識のずれがないように運営すべきである。そのためには、例えば、専

念可能なコーディネーターを配置する等教育相談体制の充実を図り、チーム学校としての機能を高めることが必要である。更に、本件学校は大規模校で検討事案が多いにも関わらず、週に1回の生徒指導会議で生徒指導、いじめ、不登校などについて検討するため、情報共有に終始せざるを得ない状況である。今後は、新たに教育相談委員会を設置し、不登校や気になる生徒への対応を充実させることが望ましい。

ウ 保護者との連携を図る

いじめへの対応においては、学校及び教職員らは、「児童等の保護者（略）との連携を図りつつ」対応にあたることが求められている（法8条）。

教員が、対象となる生徒の保護者と日常的に情報交換を行うことは保護者連携の第一歩である。しかし時には、教員が保護者との連携を望んでも、保護者がそれを受け入れないこともある。そのような時こそ教員は、子どものいじめや不登校で大きな不安を抱えている保護者の悩みを受けとめ、その思いに寄り添った対応を行うようにしたい。

保護者との信頼関係は、教員が保護者の思いを十分に受けとめながら、保護者と共に対象となる生徒への関わりを考えていくことを通して築かれていくものである。対象となる生徒の状況を改善するために、保護者との協働をめざした連携が望まれる。

(3) SC・SSW・SL等の他職種専門職及び関係機関との連携強化をはかる

ア 教員とSC及びSSW等の他職種連携

本件事案においては他職種との連携が不足していることが指摘できる。つまり、いじめ防止対策委員会へのSCの出席や情報共有ができていないこと、SCによるコンサルテーションの活用ができていないこと、また、SC及びSSWがケース会議及びこどもサポートネットスクリーニング会議への出席などができていないことなどが指摘される。なお、今後は、SCによるコンサルテーションの積極的な活用、他職種の会議への出席が得られない場合、いじめ防止対策委員会においては会議記録などを用いた報告及び助言を義務付けること及びその他の会議については記録などを用いた情報共有を行うことが望ましい。

なお、「見立て」と「手立て」を進めていく上で、教員の不備や理解不足を指摘する前に本件学校における「学校いじめ防止基本方針」「不登校生徒対応方針」を学校全体で点検・再整理を行い、速やかにいじめ及び不登校対

応への基本姿勢を見直す必要がある。例えば、SC・SSWは本件学校では「関係諸機関」（2020年度本件学校いじめ防止基本方針、9頁）として位置付けられているが、実際は学校に位置付けられている他職種専門職である（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）65条の3及び65条の4）ことからSC・SSWの位置づけについて本件学校の誤った理解に基づく記載がなされている。また、不登校に関しては「成長発達上の症状としてとらえ、問題視はしない」（2022年度本件学校不登校生徒対応方針～魅力ある学校へ～3頁）といった不適切な記載がなされている。この種の問題が散見されるため、今後、教育委員会や専門家の指導を受けて点検を行い修正することが有用かつ必要である。

イ 他職種専門職を講師とした教員研修の実施

法では、教員の資質向上のための研修を行うことは必須要件である。本件学校は教員による研修は定期的実施しているものの、学校から提出された「いじめ」「不登校」及び「保護者対応」に関する研修内容によれば他職種専門職を講師とした教員研修は実施されていなかった。今後は、さらなる教員の資質向上のために、例えばSchool Support Expert Team (SSET) によるいじめ理解と対応に関する研修、SCによる傾聴技術の実習による研修、SSWによる福祉的視点に関する研修、及びSL（スクールロイヤー）による法的理解のための研修等が必要である。

ウ 関係機関との連携

SCやSSWなどが参加するケース会議やスクリーニング会議などを通して、サテライトやこども相談センター、及び家庭児童相談室などとの連携をすることが望ましい。

6 教育委員会が教職員の人権感覚を醸成するための指導と支援を行うこと

第9に記載したとおり、学校がいじめや不登校に適切に対応していくためには、教育委員会による指導と支援が必要である。

教職員が、いじめ問題の未然防止や早期発見をし、問題が起きている場合には適切に対応をするためには、いじめ対応に関する被害・加害や四層構造についての理解を踏まえた上で、実際に傷ついている子どもや、うまく自分の想いを表現できない子どもに、共感的にしっかりと寄り添うことのできるスキルを身につける必要がある。同時に、加害者や観衆・傍観者と表現される子

どもたちに対して、課題を明確にして、向き合う指導力も求められる。

このような児童生徒や教職員の人権感覚を醸成していくためには、日常的に営まれている教育活動において、取組みを系統的・継続的に積み重ねていく必要がある。

そして、教職員として必要な人権感覚やいじめに対応するスキルを醸成するためには、まずは、研修などの機会を通して、国や他の自治体の動向を知識として理解していることが求められる。

かかる研修は、個別の学校内において、具体的な事例をもとにして行われるものと、教育委員会などが主宰して行われるものが考えられる。それぞれの学校の現状と課題を踏まえた校内研修と、他校で実践されている取組みに触れる機会は貴重である。

教育委員会においては、自ら主宰として積極的に研修を実施し、また、校内研修が適切な内容及び頻度で実施されているかを監督することで、教職員が獲得すべき人権感覚及び対応スキルを身に付けることができる環境を整える努力を行うことが求められる。

第11 結語

本件事案においては、いじめとして認定できた事実は本件生徒が1年生時のいくつかの出来事に限られた。詳細な事実関係の解明には限界があったものの、本件生徒が中学入学間もない時期から苦しい思いをし続け、長い間学校に登校することができないほどの状況になっていたことは事実であり、本件生徒は自らの意思で学校に通わなかったのではなく、通うことができなかったのである。

学校はそのような本件生徒に対する適切な援助を行うことができないままであり、本件生徒は最終的に転校を余儀なくされた。本件学校は本件生徒に対して積極的に踏み込んだ援助をしようという姿勢、すなわち本件生徒に何があったのかを把握し、どのような援助が必要かを検討し、積極的にアプローチをし、周囲の生徒に対しても働きかけをするという姿勢が根本的に欠如していたと言える。いわば、表面的な対応に終始していた状態である。そのような学校の対応も、本件生徒が孤独感を深め、学校へ登校することへの抵抗感を強めた一因になっていたと思われる。そして、本件学校のこのような対応は、おそらく、本件生徒に対してのみではないと考えられる。

子ども同士が長い時間、共に生活をする学校という場面では、大なり小なりト

ラブルは起こり得るものである。そのトラブル一つ一つは、いじめに発展し得る種であるという認識を欠いてはならない。そのことをすべての教職員が認識し、小さなトラブルを積極的に「いじめにあたるかもしれない」として把握し、関係する児童生徒に対して「チーム学校」として丁寧に関わっていく姿勢を示すことが、児童生徒が安心して通うことができる学校作りに繋がるのである。

本件事案を契機として、本件学校のみならず全ての学校においてこのことを改めて認識し、1人でも多くの児童生徒が学校生活を安心して送ることができるようになることを切望する。

以 上